

(お知らせ)

令和3年12月24日
防 衛 省

調達に係る文書の不適正な取扱いについて

今般、平成27年度及び平成28年度の随意契約の防衛大臣承認に係る防衛装備庁内の手続において、担当者1名が決裁権者[※]の了解を得ていない案件を決裁後の承認文書に追記した事案が確認されました。

このような公文書の取扱いに不適正なものが確認されたことは、あってはならない事案であり、深刻に受け止めるとともに、深くお詫びいたします。

今回の事案については、法令に基づき防衛装備庁から司法警察職務を行う警務隊に告発するとともに、第三者的立場の防衛監察本部により厳正な調査を実施することといたします。

※随意契約の防衛大臣承認は防衛装備庁長官の専決事項